

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月3日

佐賀県人事委員会委員長 伊 藤 正

佐賀県人事委員会規則第9号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和33年佐賀県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(自転車等使用者の区分及び支給額)</p> <p>第8条の2 県職員給与条例第10条第2項第2号又は学校職員給与条例第11条の3第2項第2号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、当該各号に定める額（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）<u>第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された短時間勤務の職を占める職員</u>、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員、同法第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員及び地公法第26条の2第1項の規定により修学部分休業の承認を受けて勤務しない職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあっては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額）とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(支給単位期間)</p> <p>第10条の3 略</p> <p>2 前項第1号に掲げる普通交通機関等又は特別急行列車等について</p>	<p>(自転車等使用者の区分及び支給額)</p> <p>第8条の2 県職員給与条例第10条第2項第2号又は学校職員給与条例第11条の3第2項第2号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、当該各号に定める額（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）<u>第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員</u>、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員、同法第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員及び地公法第26条の2第1項の規定により修学部分休業の承認を受けて勤務しない職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあっては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額）とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(支給単位期間)</p> <p>第10条の3 略</p> <p>2 前項第1号に掲げる普通交通機関等又は特別急行列車等について</p>

改正前	改正後
<p>て、次の各号のいずれかに掲げる事由（前条第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。</p> <p>(1) 地公法第28条の2第1項の規定による退職その他の離職をすること。</p> <p>(2)～(5) 略</p>	<p>て、次の各号のいずれかに掲げる事由（前条第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。</p> <p>(1) 地公法第28条の6第1項の規定による退職その他の離職をすること。</p> <p>(2)～(5) 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員をいう。）については、定年前再任用短時間勤務職員（同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。）とみなして、この規則による改正後の通勤手当に関する規則第8条の2の規定を適用する。